

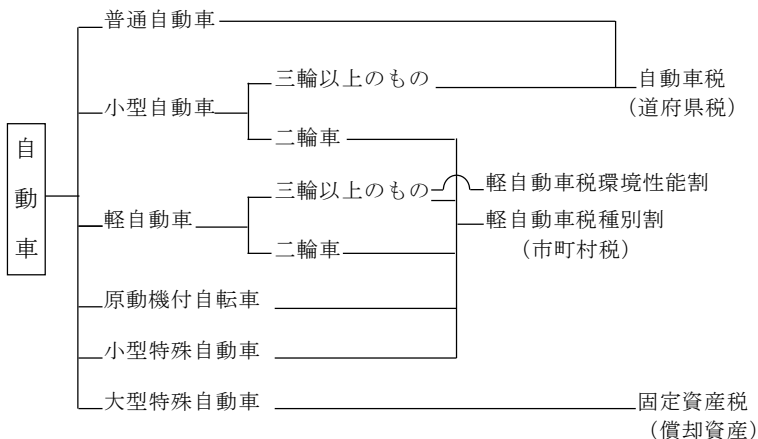
自動車関係の税

1 自動車にかかる税

自動車にかかる税金には、地方税である自動車税（軽自動車税）、国税である自動車重量税、それに消費税があります。

取得したとき	所有しているとき	車検のとき
自動車税環境性能割（道府県税）	自動車税種別割（道府県税）	自動車重量税（国税）
軽自動車税環境性能割（市町村税）	軽自動車税種別割（市町村税）	
自動車重量税（国税）		
消費税（国税）（地方消費税）		

2 自動車の種別と課税される税目との関係



自動車関係の税

自動車の種別等

種別	構造及び原動機	大きさ			
		長さ	幅	高さ	
自動車	普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
	小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その排気量が2.00リットル以下のものに限る。）	4.70メートル以下	1.70メートル以下	2.00メートル以下
		二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車 で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
	軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その排気量が0.660リットル以下のものに限る。）	3.40メートル以下	1.48メートル以下	2.00メートル以下
		二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その排気量が0.250リットル以下のものに限る。）	2.50メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下
	大型特殊自動車	1. 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ. ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロードローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ. 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車			
		2. ボール・トレレー及び国土交通大臣が指定する特殊な構造を有する自動車			
		1. 上記自動車欄1.イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15キロメートル毎時以下のもの 2. 上記自動車欄1.ロに掲げる自動車であつて、最高速度35キロメートル毎時未満のもの	4.70メートル以下	1.70メートル以下	2.80メートル以下

道路運送車両法施行規則別表第一

種別		構造及び原動機	大きさ		
			長さ	幅	高さ
原動機付自転車	第1種	一般原動機付自転車 総排気量又は定格出力を有する原動機自転車のうち、総排気量が0.050リットル以下又は定格出力が0.60キロワット以下のもの	2.50メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下
		特定小型原動機付自転車※ 外部電源により供給される電気を動力源とし、定格出力が0.60キロワット以下かつ最高速度20キロメートル毎時以下のもの	1.9メートル以下	0.6メートル以下	
	第2種	一般原動機付自転車 総排気量又は定格出力を有する原動機自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のもの	2.50メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下

道路運送車両法施行規則第1条、道路運送車両の保安基準第1条・第59条
※令和5年7月1日新設

3 自動車の登録と検査

自動車は、道路運送車両法の規定によって、原則として、登録・検査を受けることとされています（道路運送車両法4、58、97の3）。

○自動車種別による登録・検査等及び手続先

自動車種別		登録	検査	使用の届出	手続先
普通自動車		○	○		運輸支局
小型自動車	三輪以上	○	○		運輸支局
	二輪		○		運輸支局
軽自動車	二輪以外		○		軽自動車検査協会
	二輪			○	運輸支局
小型特殊自動車				○	区市町村
大型特殊自動車		○	○		運輸支局
原動機付自転車				○	区市町村

☞ 登録には、新規登録・変更登録・移転登録・抹消登録等があります。

検査には、新規検査・継続検査等があります。

☞ 運輸支局や軽自動車検査協会に提出された申告書は、課税団体に回付されません。